

事例 37、「開運グッズ」の購入は、続きが怖い！

【事例】新聞広告を見て、幸せになれる、という開運ブレスレットを購入した。すると、事業者から電話が次々かかり、「何かが憑りついているのでお払いしないと危険」とか、「あなたの護摩木を燃やしたら、真っ黒な煙が出たので除霊しなければならない」と勧められ、高額な供養や除霊の代金を請求されて困っています。支払わなければいけないでしょうか。 （60歳代：女性）

【対処法】① 開運グッズを買った後、「祈祷サービス」を勧められても、すぐにその場で返事をしないで、「少し考えます」と時間を置きましょう。

② 身内の人や役場の消費相談窓口にご相談して、勧誘内容に不自然な点がないかどうか、冷静に検討しましょう。 契約してしまっても、クーリングオフができます。しまった！と思ったら、消費相談窓口へ相談しましょう。

③ 「悪霊が取り憑いているので高額な祈祷が必要」「誰かに相談すると、その人にも災難が降りかかる」「借金してでも支払え」など、ほとんど脅しのような勧誘や、恐怖感を感じた場合は、遠慮せず、警察に相談してください。

※ 黒坂警察署：74-0110